



⑪ 思考・認知の特徴

急性期では、混乱した思考がみられる。生き返らせたとか、過去に戻って助けたい、あるいは故人の苦しむ姿などの故人についての考えにとらわれてしまう場合もある。故人がまだ生きているように感じたり、その姿が見えたり、声が聞こえるなどの幻覚が生じることもある。

このような幻覚は病的なものではなく、死後 2～3 週間以内の遺族には一過性にみられることがある。

⑫ 行動の特徴

行動にも変化が表れる。ぼうっとしていて、自分がどうやって帰ってきたかよく分からないというような状態がみられる。また、人に会いたくない（周りにあわせるのが困難、孤立感、自分が暗いので周囲に不快な思いをさせるなどの考え）から、引きこもりがちになる。

故人を思いださせるものを回避する（一切部屋に入らない、写真を飾らない、持ち物を捨ててしまう）人もいれば、いつまでも納骨できない、故人のものを処分できない、部屋をそのままにしているなど、故人の存在をいつもそばに置こうとする人もいるなど、さまざまである。

3. 複雑な悲嘆反応(病的な悲嘆、あるいは外傷性悲嘆ともいわれる)

前述の悲嘆反応は、病死など死に対して一般的に見られる反応である。しかし、交通事故死の場合は予期されない突然の死であり、かつ人為的なものである。このような場合には、通常の悲嘆反応より症状が複雑になったり、長期化することが見られる。

① 非現実感が長期間続く

突然の予期しない死であるために非現実感が生じ、長く続く場合がある。感情の麻痺したような状態や呆然とした状態として表れる。

② 罪悪感が激しい

実際には、遺族にはなんら責任はないわけであるが、「もし…していれば」という罪悪感が生じる。また、子どもの場合には死の前に親に怒られたり、兄弟とのけんかで「いなくなってしまう方がいい」とか、「死んでしまえばよい」などと思ったことで、死んだのではないかという罪悪感が生じることがある。

③ 誰かを非難してしまう

罪悪感に伴って、家族の誰かを非難したいという欲求が生じやすくなる。特に親がついていて子どもを守れなかった場合には、その親への非難が生じたり、兄弟の一方が亡なった場合には、もう1人の兄弟に対して非難や欲求不満が向いたりする。

④ 裁判などが終わるまで悲しむことができない

交通事故で刑事裁判や民事裁判、補償の問題があるとそれに気をとられてしまい、十分に悲しむことができないという問題が出てくる。これらの手続きが終了した後に、悲嘆反応が表れることがある。

⑤ 強い無力感と怒り

突然の予期しない死は、自分たちにはどうすることもできないという感覚を生じさせ、強い無力感を生む。この無力感に対抗してコントロール感を取り戻そうという試みでもあるが、激しい怒りが生じる。しばしば「加害者を殺したい」というような発言として表れる。

⑥ 故人の遣り残したことの問題

故人が何かを遣り残している場合には、遺族がそれを痛ましく思い引き継いで行うことがある。これを行うことが回復につながる場合もあるが、残された兄弟が親の期待という圧力で兄弟の役割（進学、進路、親への関わり方）などを引き継がなくてはならないというようなことも起きてくる。

⑦ 死について理解したいという強い欲求

事故による死は理不尽なものであるが、どうしてそれが起きたかについて理解したいという欲求がある。それは事故の状況を確認したい、誰に責任があるか追求したい、加害者がどうして事故を起こしたか知りたいという欲求ともなる。そのために民事裁判を起こすこともある。

⑧ 精神疾患をきたす

PTSD やうつ病、不安神経症、アルコールや薬物依存症などの精神疾患をきたす率が高い。

4. 悲嘆が複雑になったり長期化する要因

佐藤（2001）は、死別の回復を妨げる要因として以下のことをあげている。

① 死別状況

突然の予期しない死、事件など暴力的な死、遺族や死者に責任がある場合。

② 遺族と死者の関係

死者との依存的な関係、愛憎半ばするアンビバレントな関係、子どもの死、配偶者の死、幼い子どもを残した母親の死。